別記様式第８号　（第５条関係）

令和７年１１月26日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

福知山市議会議長　様

福知山市議会議員 会派名及び氏名
代表者 藤本喜幸（会派名）
賛成者 梶原秀明（日本維新の会議員団）
小谷達也（地域政党ふくちやま）

福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対象議員名	片山　正紀
審査請求の内容	令和７年第４回（９月）定例会の一般質問が、福知山市議会議員政治倫理条例に違反する疑いがある。

添付資料
政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料
備考
１　審査請求には、議員３人以上の連署が必要である（連署する議員は、２以上の異なる会派（会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって１会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない）。
２　審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から１年以内に行わなければならない。

受付 第648号 7.11.26 福知山市議会